

行政情報・市からのお知らせ

くらし

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者へ  
高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。対象世帯で、後期高齢者医療の加入者には12月中旬頃に、国民健康保険の加入者には平成30年1月中旬頃に案内を送付します。  
※平成28年8月～平成29年7月の間に加入している医療保険が変更になった場合は、お知らせできないこともあります。

芦屋市 高額医療・高額介護合算制度 検索



■申請方法

【案内が届いた人】

申請書に必要事項を記入・押印し、返信用封筒に入れて郵送してください。

【案内が届いていない人】

平成29年7月31日時点で国民健康保険・後期高齢者医療に加入していた人は保険課窓口(10番・12番窓口)で申請してください。

●持ち物 被保険者証・印鑑・被保険者の振込先口座を確認できるもの(通帳等)

※加入している医療保険に変更があった人は以前の保険での「自己負担額証明書」も必要です。

■問い合わせ

保険課 後期高齢者医療係 ☎38-2037  
保険課 保険係 ☎38-2035  
高齢介護課 管理係 ☎38-2046

平成29年分所得税等の確定申告をされる人へ  
確定申告書作成会場のご案内

■期間 平成30年2月16日～3月15日(土日を除く)

■受付時間 午前9時～午後4時

■場所 ラポルテ本館3階・ラポルテホール

※混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。

※芦屋税務署に、確定申告書作成会場はありません。

※用紙等の交付や作成済みの申告書等の受け付けは芦屋税務署内の窓口で行っています。

■問い合わせ 芦屋税務署 ☎31-2131

課税課市民税係 ☎38-2016

12月29日(金)も一部手続きができます。  
市役所本庁舎を一部開庁します

問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

※右記以外の業務は行っていませんのでご注意ください。

※他の公共機関が閉庁のため、対応できない場合がありますので、事前にご確認ください。

※車でお越しの際は、来庁者用駐車場をご利用ください。

場所		業務を行う課【午前9時～午後5時30分】
北館	1階	市民課(公的個人認証、住民票の広域交付、転入特例、年金業務、マイナンバー業務除く)
	2階	課税課(証明発行業務のみ) 債権管理課
南館	1階	保険課(後期高齢者医療係は、保険証の交付・登録状況の照会除く)
		社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課
		生活支援課(生活保護係の窓口業務のみ)
		子育て推進課 子育て係(児童手当・児童扶養手当業務のみ) 入所係(入所相談のみ)

健康・福祉・子育て

平成30年4月から保育を希望する人へ

保育所入所児童の受け付け(二次募集)

■対象 市内在住で保護者が就労等のため保育を必要とする家庭の児童(平成24年4月2日～平成30年1月1日生まれ)

■申し込み

12月1日～平成30年1月19日

平日・執務時間内に子育て推進課窓口へ

※申込書等は、子育て推進課、市役所北館・南館受付、ラポルテ市民サービスコーナーで配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

※来年1～3月までの各月入所希望の人はなるべく4月入所分と一緒に申し込みください。(申請書類は各年度分が必要です。)

※一次募集をされた人は、二次募集をする必要はありません。

芦屋市 保育所入所 検索



■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2128

教育・文化・スポーツ

市内で社会教育活動をしている団体へ

社会教育関係団体の登録受け付け

新規登録を希望する場合は、申請手続きをしてください。

■社会教育関係団体とは

市民や地域社会のために自発的に学習・スポーツ等の社会教育活動を行う団体

■受付日時・場所 12月11日～25日(平日・執務時間内)に生涯学習課へ

■登録承認の有効期間 平成30年3月1日～8月31日

■支援内容

社会教育活動を行う場合は、以下の支援が受けられます。(内容等条件があります。)

●団体の主催するイベント情報を広報掲示板・広報あしや(市民のひろば欄)でお知らせできます

●特定の社会教育施設等の使用料を一部減免

■登録要件

◆団体の組織・運営に関して、次の要件を備えている

①過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動である

②希望者はいつでもその団体の活動に参加できる

③構成人員が10人以上で、市内在住・在勤・在学者が6割以上である

④主たる活動の場が芦屋市内にある

⑤原則として代表者が芦屋市内に在住、在勤または在学している

⑥会則(あるいは規約)がある

⑦代表者および役員が、その団体の活動で対価を得ることがない

⑧活動のための自己財源があり、適正に運営されている

※上記以外にも要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

■必要書類の様式は、生涯学習課で配布または市ホームページでダウンロードできます。

芦屋市 社会教育関係団体 検索



■問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

親子で保育所の子どもたちと一緒に遊び、給食を食べて保育所体験

保育所の「体験保育」に参加しませんか

問い合わせ

子育て推進課 ☎38-2128

■募集日時 平成30年1月23日～25日  
午前9時30分～11時40分

■対象

1歳児

(平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ)

2歳児

(平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ)

3歳児

(平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ)

■費用 1,000円

■申し込み 12月11日～14日(午前10時～午後4時)に希望の保育所(いずれか1カ所)に電話。希望者多数の場合は抽選。参加者へは12月19日(火)午後4時までに、電話で通知。

保育所	所在地 電話番号	対象年齢等
精道保育所	精道町9-16 (☎32-0510)	1・2・3歳児の親子各1組
打出保育所	宮川町4-10 (☎22-5725)	1歳児の親子1組 2・3歳児の親子各2組
大東保育所	新浜町8-1 (☎22-0089)	1・2・3歳児の親子各1組
岩園保育所	岩園町2-18 (☎31-0335)	2歳児の親子2組 3歳児の親子1組
緑保育所	緑町2-4 (☎34-0715)	1・2歳児の親子各2組 3歳児の親子1組
新浜保育所	新浜町1-1 (☎32-0410)	1・2・3歳児の親子各1組

12月 夜間(午後5時～翌朝9時)  
水道修理事業当番表

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

店名	当番日
(株)大阪商会 ☎22-4446	1 7 20 26
西岡設備工業所 ☎22-9056	2 8 14 27
前忠工業(株) ☎31-8548	3 15 21
(資)神明商会 ☎22-3565	4 11 16 22 28
中央水道工務所 ☎22-3552	5 10 17 23 29
原田商会 ☎22-0706	6 12 18 24 30
越智商会 ☎22-3708	9 13 19 25 31

●土・日・祝日は市役所(☎31-2121)へ

●平日の昼間は下記へ

問い合わせ 水道お客様センター ☎38-2082